

第3章 春日部市が目指す環境像

1 環境像

本市では、2007年（平成19年）3月に春日部市環境基本条例を施行し、前文で次のとおり定めるとともに、第3条で5つの基本理念を掲げています。

春日部市環境基本条例

前文（一部抜粋）

私たちは、環境を構成する生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあることを認識するとともに、相互に協力して、環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念のもとに、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全及び創造は、私たちの健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識したうえで推進されなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、私たちの生存基盤である環境が、環境への負荷によって損なわれつつあることを認識したうえで推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に社会経済活動の在り方及び生活様式を見直し、環境への負荷の少ない社会が構築されるよう推進されなければならない。
- (4) 環境の保全及び創造は、現在及び将来における市民が健康で安全かつ快適な環境を享受するとともに、より良い環境が将来にわたって引き継がれるよう推進されなければならない。
- (5) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を共通の課題として認識し、並びにすべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

春日部市環境基本条例の5つの基本理念から、本計画の基本理念として「保全・創造」、「パートナーシップ」、「循環・共生」の3項目を導きます。

第2次春日部市環境基本計画の基本理念

「保全・創造」「パートナーシップ」「循環・共生」

本市では、2007年（平成19年）3月の春日部市環境基本条例施行に続き、2009年（平成21年）4月に「自然と調和した春日部市」を目指し、春日部市環境都市宣言を行いました。

そこで、「春日部市環境基本条例」並びに「春日部市環境都市宣言」の理念達成に向け、本計画の3つの基本理念「保全・創造」、「パートナーシップ」、「循環・共生」に基づき、目指すべき環境像を次のとおり設定します。

目指すべき環境像

自然と人とは共生し 未来につなぐ環境を
みんなで育てまもるまち・春日部

(1) 「自然と人とは共生し」

恵まれた自然環境と便利な生活が共存する循環型社会を創ります。

(2) 「未来につなぐ環境を」

豊かで美しい水や緑のなかで、心やすらかに暮らすことのできる春日部固有の自然と文化を未来へつなぎます。

(3) 「みんなで育てまもるまち」

一人ひとりが環境を敬う心と熱意を持ち、協力し合い、環境をみんなで育てまもるまちを目指します。

環境像を実現したまちの姿

省エネルギー・省資源・リサイクルなどの持続可能な社会づくりの取組を、みんなが協力して進め、水と緑に恵まれた自然環境とエコな暮らしが共存するまち

2 環境基本目標

本市の目指すべき環境像を実現するため、基本目標1～4及び基本目標^{プラスワン}+1の合計5つの基本目標^{プラスワン}を定めます。基本目標^{プラスワン}+1は基本目標1～4に横断的に関わる施策です。これらすべてを市民・事業者・市が協働して推進します。なお、各基本目標の頭文字は「か・す・か・べ・し」となります。



基本目標 1



かいてき す くうき みず あんぜん じつげん
 快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

私たちの毎日の生活において、健やかな暮らしのできる環境を確保することは、非常に重要です。安全は、あらゆる公害から人の健康・生活を守るという点において、環境行政の原点といえます。

大気環境・水環境

工場への立入検査や生活排水に関する啓発など、大気汚染や水質汚濁などの防止対策を推進します。

騒音・振動

事業者、工場等に対して、関係法令に基づいた規制・指導の充実を図ります。

苦情相談

市民からの公害等の相談に対して迅速^{じんそく}に対応し、市民が安心して暮らせる生活環境を確保します。



基本目標 2



す ゆた しぜん たよう せいぶつ きょうせい じつげん
 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

私たちの身近な川や水辺、緑地には、多様な生き物が生息・生育しており、私たちの暮らしは、生物多様性のもたらす恵みに支えられています。地域における自然環境を生かし、守ることは、将来に継承すべき「自然共生型社会」を構築するための重要な取組です。

生き物の生息・生育地の保全

緑地や水辺の保全などを進め、まち全体を生き物たちが生息・生育できる空間としていきます。自然を守り育て、「自然共生型社会」を目指します。

歴史的・文化的財産としての自然の保全と将来への継承

歴史・文化を感じられる景観と調和した自然の保全と活用に取り組み、歴史的・文化的景観の魅力を支える貴重な自然を後世へ継承していきます。

基本目標 3



かんが げんりょう じそくかのう じつげん
 考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現

私たちの社会経済活動は、大きな恩恵をもたらす一方で、資源を消費し、地球環境に大きな負荷を与えています。そのため、資源の消費を減らすには、全ての活動において、資源の再生を進め、環境負荷をできる限り少なくする「循環型社会」の構築に向けた取組が必要です。

ごみの発生抑制の推進

環境負荷の低減のため、市民一人ひとりによる、ごみの削減・再利用・再生利用を推進します。

基本目標 4



べんり むだ ていたんそ じつげん
 便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現

私たちの社会経済活動により、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出し、地球環境に大きな負荷を与えていることを自覚し、負荷の少ないライフスタイルを賢く選択する「低炭素社会」の構築が必要です。

地球温暖化防止を目的とした市民・事業者の活動支援

市民には、日常生活における省エネルギーや温室効果ガスの削減などの具体策を提示し、事業者には、省エネルギー機器の導入を図るとともに、地球温暖化対策の活動支援を行います。

都市の低炭素化を図るための環境整備

再生可能エネルギーなどの普及促進を目的として、市民・事業者・市のそれぞれが取り組める仕組みづくりを進めます。

基本目標 + 1



し じん じぎょうしゃ し かんきょう とも かんが みすか こうどう じつげん
 市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現

基本目標 1～4を進めるためには、主体的に環境に対する行動を起こす人づくりが必要であり、すべての基本目標に共通した「横断的施策」として位置づけます。

環境にやさしいライフスタイルの推進

省エネルギー、省資源、生物多様性の保全など、市民一人ひとりが自ら率先して行動できるよう、環境にやさしいライフスタイルを推進します。

人材の育成

環境について学ぶ機会を増やし、地域や学校において、環境学習や環境配慮行動についてアドバイスができる人材育成を行います。

【図表 3-1：環境像実現のための施策の体系】

春日部市環境基本条例基本理念

計 画 の 基 本 理 念

保全・創造

パートナーシップ

循環・共生

環境像

自然と人との共生し 未来につなぐ環境を
みんなで育てまもるまち・春日部

省エネルギー・省資源・リサイクルなどの持続可能な社会づくりの取組を
みんなが協力して進め、水と緑に恵まれた自然環境とエコな暮らしが共存するまち

基本目標 1 **か** 快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

基本目標 2 **す** 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本目標 3 **か** 考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現

基本目標 4 **べ** 便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現

基本目標 十1 **し** 市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現

市

事業者

市民

循環型社会

自然共生型社会

低炭素社会

安全が確保される社会

目指すべき持続可能な社会

3 取組の体系

環境像を実現するための基本施策と取組項目は次のとおりとします。

基本目標	基本施策	取組項目
基本目標 1  かいてき 快適で、 す くらき 澄んだ空気・きれいな水、 あんぜん 安全なまちの実現	(1) 地域環境の保全	(1)-① 良好な地域環境の保全と公害防止策の推進 (1)-② 地域環境の監視
	(2) 化学物質の監視	(2)-① 化学物質による環境リスクへの対応 (2)-② 化学物質の情報共有・相互理解の推進 (2)-③ 化学物質等の監視 (2)-④ 石綿対策の推進
基本目標 2  す 住みやすい、 ゆたかな しぜん たよう なせいぶつ 豊かな自然・多様な生物、 きょうせい 共生できるまちの実現	(1) 身近な自然環境の保全	(1)-① 緑地と水辺環境の保全 (1)-② 歴史・文化・景観が調和する自然の保全と継承 (1)-③ 良好な景観の形成
	(2) 自然の活用の推進	(2)-① 開発等と自然との関係調整 (2)-② 農地の維持・保全、都市農業の活性化
	(3) 生物多様性の保全	(3)-① 生物多様性の保全の取組
基本目標 3  かんが 考えよう、 ごみの げんりょう ごみの減量・リサイクル、 じぞくかのう 持続可能なまちの実現	(1) ごみの減量化・持続可能な資源利用の推進	(1)-① ごみの発生の抑制 (1)-② 再資源化の推進 (1)-③ 水の循環利用の推進
	(2) 不法投棄の防止・環境美化活動の推進	(2)-① 不法投棄防止の推進 (2)-② 環境美化活動の推進 (2)-③ 路上喫煙防止の推進
	(3) ごみの適正処理の推進	(3)-① 適正処理の確保 (3)-② 災害廃棄物の適正処理
基本目標 4  べんり 便利さよりも、 むだ 無駄をなくしたエコライフ、 ていたんそ 低炭素なまちの実現	(1) エネルギーの管理と高効率設備の導入による省エネルギーの推進	(1)-① 省エネルギーの推進 (1)-② 都市整備等における低炭素化 (1)-③ 環境配慮商品等の購入の推進
	(2) 再生可能エネルギー等の導入推進	(2)-① 再生可能エネルギー等の導入推進 (2)-② 市有施設における再生可能エネルギー設備等の導入推進
	(3) 地球温暖化適応策	(3)-① 異常気象に備えたまちづくり (3)-② 気候変動への対応に関する情報提供 (3)-③ 気候変動に適応した農作物への転換支援
フラスワフ 基本目標 + 1  し じん しぎょうしゃ し が、 市民・事業者・市が、 かんきょう とち かんが みずか 環境を共に考え自ら こうどう 行動するまちの実現	(1) 環境意識 ※横断的施策	(1)-① 環境にやさしいライフスタイルの推進
	(2) 環境教育 ※横断的施策	(2)-① 人材の育成